

岩手県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成22年10月4日から同年11月1日まで関係書類を縦覧に供する。

平成22年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名（工区名）	縦覧書類	縦覧場所
猿沢地区（石穴工区、大畑北沢工区及び大畑南沢工区）	当該決定に係る換地計画書の写し	一関市役所大東支所